

小竹町農業委員会第29回総会議事録

1 開催日時 令和5年1月10日(火曜日) 午前10時00分開会
午前10時41分閉会

2 開催場所 小竹町役場別棟 1階 103・104会議室

3 出席委員(6人)

会長職務代理者	2番	田中 善範
	3番	山本 芳久
委員	4番	古森 憲
	5番	本松 雄一郎
	6番	西本 敏治
	7番	石川 壽治

欠席

会長	1番	川村 光一
----	----	-------

4 議事日程

第1 議案第83号 非農地証明願について
第2 議案第84号 非農地証明願について

その他

5 事務局職員

書記 松尾 政利
書記 今村 貴史

6 議事の経過

田中委員 これより、小竹町農業委員会第29回総会を開会いたします。本日は、川村会長が御欠席のため私が総会の進行を務めさせていただきます。

議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに、御異議ありませんか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

田中委員 それでは、3番 山本委員、4番 古森委員をお願いいたします。会期は令和5年1月10日午前10時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第83号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1議案第83号「非農地証明願について」令和4年12月19日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[]番地

[]氏

土地の表示は3筆で

大字[]番 地目：畑 現況：雑種地 地積：248㎡

大字[]番 地目：田 現況：雑種地 地積：1,990㎡

大字[]番 地目：田 現況：雑種地 地積：1,054㎡

申請理由は、台帳地目では畑及び田となっているが、昭和45年頃より車庫、物置等として利用して現在に至っている。つきましては、非農地として証明いただきますようこの度申請したとのことと。

この申請について、御審議の程よろしく願いいたします

田中委員 当該土地は[]地区ですので、現地の状況について、地区担当の西本委員から御説明をお願いします。

西本委員 先ほど、会長と事務局の今村君と現地を確認しましたが、現状の状態では畑、田としては全く機能しないと思われま。宜しく願いします。

田中委員 本議題について質問等はありませんか。

本松委員 字[]の農地で現況が農地の箇所はあるのですか？

事務局 現状はありません。

本松委員 周囲に農地が無いのであれば、農業委員会の方から農業の用途を満たさない農地については転用を促すような話を、地権者へ事務局から提案出来ないか。

事務局 それは出来ないと思います。地目が変更になると、そのことに伴い固定資産税の問題が出てきます。そのことを考慮すると、こちらからの提案は出来ないと思われま。また、非農地証明を出してしまうと訂正は出来ません。5条申請の際に非農地証明が出たことによって不利を被る場合にも繋がります。

田中委員 委員会の方から税務担当部署に対し、現況が畑ではないと判断できる土地については、その旨を情報提供すべきだと思いま。

事務局 わかりました。

田中委員 他に質問が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますが宜しいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

田中委員 本案は賛成多数で承認されました。次に日程第2議案第84号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 3ページをお願いします。日程第2議案第84号「非農地証明願について」令和4年12月21日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[]番地

[]氏

土地の表示は1筆で

大字 ■■■■■ 番 ■■■ 地目：畑 現況：畑 地積：679 m²

申請理由は、台帳地目では畑となっているが、40年以上は耕作をしておらず、現況も農地として活用することも難しく、またその予定もありません。つきましては、非農地として証明いただきますようこの度申請したとのこととです。

この申請について、御審議の程よろしく願いいたします

田中委員 当該土地は■■■地区ですので、現地の状況について、地区担当の西本委員から御説明をお願いします。

西本委員 先ほど、会長と事務局の今村君と現地を確認しました。写真では判別できませんが、この農地は大きな段差が3段ついており、非常に耕作がしにくい現状になっております。地権者からも私に直接相談があり、近辺の耕作者にこの土地を耕してくれないかという相談をしたところ、遠慮したと聞きました。この件について御審議をお願いします。

田中委員 本議題について質問等はありませんか。

石川委員 現況は畑になっているのですか。

西本委員 いえ、現況は雑種地になっています。

事務局 現況が雑種地になっているのは、調査した当時、近隣に家が建ったのでその際調査したのではないかと思われれます。

田中委員 他に質問が無いようでしたら、本案について承認したいと思いますが宜しいでしょうか。

全委員 (異議ない旨を述べる。)

田中委員 本案は賛成多数で承認されました。以上ですべての議案が審議されましたが、事務局から何か報告はありますか。

事務局 事務局から、幾つか皆さんにお伝えします。

研修会についてのお知らせです。今月の1月24日に福岡市にて農業委員会研修大会が開催されます。当日は役場を10時半頃に出発し、11時に昼食、その後博多の会場まで13時までには皆さんをバスでお送りする予定になっています。

西本委員 前回の研修会は欠席であったとはいえ、当日の資料は去年は貰っていません。そこは用意してもらわないといけません。

本松委員 小竹町としての出席の有無はどうするべきでしょうか。

田中委員 事務局と川村会長と協議して出席の是非を決めた方が良いと思われれます。

事務局 後日、会長にお時間を頂いて、出席についての協議を行います。欠席される委員がおられましたら、資料を持ち帰りお渡し致します。

本松委員 タブレットの配布についてはどうなっていますか？

事務局 タブレット本体は届いていますが、通信用のSIMカードの手続きを現在進めています。

続きまして、農地法改正による下限面積の撤廃についてですが、前回御報告させていただきましたが、農政局より改めて情報が送られてきましたので、御手元に資料を配布させていただいております。これらの内容については、近日中に小竹町のHPでもアップロードし、住民各位に広く周知させていただきます。

続きまして委員各位の農業委員の任期についてですが、こちらは今年の7月19日をもって満期となります。つきましては2月の広報誌にて新農業委員の募集記事を掲載する予定になっております。皆様におかれましては御検討の程宜しくお願い致します。

この件に関連しまして、福岡県情勢委員会ネットワークより、小竹町長及び小竹町農業委員会会長宛に要望書が提出されたので、ここで代読させていただきます。

「女性農業委員への登用に関する要望書。平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、貴町におかれては令和5年7月に3回目の農業委員の改選が行われます。改正農業委員会法では農業委員については推薦・公募を基本とする議会同意を踏まえた市長村長の任命制になっており、「年齢・性別に著しい偏りがない」ように配慮しなければならない規定が盛り込まれております。とりわけ、女性の農業委員の登用につきましては、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において「農業委員会の委員における女性の登用ゼロ」からの脱却と令和7年度までに「女性の割合を30%」にすることを目指すとしており、令和3年8月19日に発出された農林水産省経営局長・農業振興局長通知「農業における政策・方針決定過程への女性の参画推進について」では、農業委員会を設置する市町村に女性登用の目標設置状況、取組計画の策定状況、女性の登用状況を毎年公表するとしており、福岡県においては、令和3年度末までに全市町村で目標設定と取組計画が策定されております。県内の女性農業委員は、それぞれの地域において生活に根ざした視点を活かしながら、農地と農地利用最適化に向けた取り組みはもとより、食や農業の大切さを発信し、地域農業の振興・活性化を目指して全力で取り組んでおりますが、その割合は全体の13.9%にとどまっております。つきましては、これらの状況や貴町の登用目標等を踏まえまして、次期改選において、一人でも多くの女性が農業委員に推薦・公募してもらえるような環境づくりをお願いしますとともに、意欲ある女性が複数登用され、農業・農村の振興のために活動の場を得られますよう、是非とも特段のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年12月福岡県農業委員会女性ネットワーク会長吉武順子」

委員各位につきましては、御自身の次期への立候補についての御検討もさることながら、女性農業委員の登用につきまして、適材と思われる方がおられましたら、お声がけの程何卒宜しくお願い致します。

本松委員 普段からお声がけはしていますが、断られていますね。お願いするのは良いですけど女性ネットワークも、実地にきて現状を理解してもらわないと。

古森委員 いない人を出せといっても、そもそもからして無理だと思います。

西本委員 上からきている文書が現場に即していないのではないか。

田中委員 来月から新たに井上町長も就任されます。このことについても、また農業全体についても、今後小竹町をどのようにしていくかを、一度私達農業委員と話す機会を設けてはどうか。

事務局 新町長が就任されましたら、その旨を御相談しまして、事務局にて機会を作らせていただきます。

西本委員 農地法の改正については、これは下限面積の3反がなくなるのか。

事務局 そうなります。今後農地法第3条に基づいて農地の権利が移転される場合は、譲受人である農家が農地を今後耕作していくことが出来るのか、現状の営農状況、所有している農業用機械の有無、営農計画の作成等、様々な内容を鑑みて、今後は委員会にて可否を審議していただくこととなります。

西本委員 それについて相談を受けたのですが、家庭菜園をしたいので、土地の借用をしたいと言われました。今後はそういった相談も出てくると思われる。

事務局 土地の借用については、3反の規制は受けないので、利用権設定の申出書は受け付けられますので、その内容については総会にて委員各位に審議していただければと思います。

西本委員 今後は小規模の農地を借用したいと言う方が増えてくると思われるので、その点は留意すべきだと思います。

田中委員 他の市町では、地区ごとに菜園として認めている地域を区切っていると聞いたことがあります。小竹町でもどこでも小規模な菜園をしてもいいとしては、混濁するのではないのでしょうか。

石川委員 隣で薬を散布されてもですね。

事務局 小規模で行いたい方は、田は面積的にも借りられないと思われるので、借りるとすれば畑だと思われれます。借用の際は、近隣の土地に迷惑を掛けずに営農活動が行えるかをしっかりと確認した上で許可を出す必要あると思われれます。

田中委員 他の市町での家庭菜園についての要綱があれば事務局で調べてほしい。

事務局 調べてみます。

田中委員 他に意見がないようでしたら、これにて総会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、1月10日開催の第29回総会の顛末に相違ないことを証明する
ため、議長及び署名委員が署名する。

令和5年1月10日

議長

田中善範

署名人

3番

山本芳久

4番

古森寛